

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法施行令	
規制の名称	大量保有報告制度の見直し	
担当部署	金融庁企画市場局企業開示課	電話番号: 03-3506-6214 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年5月27日	
事前評価時の想定との比較	<p>大量保有報告制度において、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものであるとして定められた一定の基準(以下「短期大量譲渡」という)に該当する場合には、最近60日間の全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載しなければならないこととされており(以下「短期大量譲渡報告」という)、短期大量譲渡に該当するかどうかの判断基準は、株券等保有割合の変動のみに着目したものであった(以下「本制度」という)。</p> <p>このような短期大量譲渡の取扱いは、事前評価時、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時において、本制度の下では、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式的に「短期大量譲渡」の基準に該当することにより、その「相手方及び対価に関する事項」を変更報告書に記載しなければならないようなケースが発生するとされていたところ、本件規制緩和後は、このような場合は「短期大量譲渡」の基準に該当しなくなるため、当該ケースに当てはまる者にとって「短期大量譲渡報告」が必要か否かの確認が不要となり、その費用が減少するとともに、変更報告書における記載事項が減少し、変更報告書の提出に要する費用が減少すると想定されていた。</p> <p>なお、当庁が、大量保有報告書等の提出件数が多い複数の金融機関に対してヒアリングを行ったところでは、短期大量譲渡報告の提出に要する費用は、平均約21,000円であった。そのため、本件規制緩和により、提出が不要となった短期大量譲渡報告1通につき、平均約21,000円の遵守費用が減少していると推計される。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	<p>事前評価時、本件制度について特段の費用は発生しないとされていた。</p> <p>事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績のかい離は生じていない。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	<p>本件規制緩和により、現実には譲渡を行っていない場合には「短期大量譲渡」の基準に該当しなくなるため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず形式的に「短期大量譲渡」の基準に該当することによりその「相手方及び対価に関する事項」を変更報告書に記載しなければならないような、規制の趣旨に鑑みて過剰な負荷が解消され、事前評価時に想定されたとおりの効果が発生している。</p> <p>なお、本件規制緩和の対象となる譲渡を現実には行っていないにもかかわらず、形式的に「短期大量譲渡」の基準に該当する場合としては様々な想定が有り得るため、これについての具体的な件数を抽出することは困難であるものの、本件規制緩和の前年である平成26年の1年間に提出された短期大量譲渡報告の件数は333件に対し、本件規制緩和後の平成28年の1年間で提出された短期大量譲渡報告の提出件数は315件と、提出件数に若干の減少が見られた。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	<p>本件規制緩和により、現実には譲渡を行っていない場合には「短期大量譲渡」の基準に該当しなくなるため、規制の趣旨に鑑みて過剰な負荷がかかる状態が解消されていると考えられ、事前評価時で予測した便益とかい離はない。</p> <p>なお、前述のとおり、短期大量譲渡報告の提出に要する費用は、平均約21,000円であったところ、本件規制緩和の前年である平成26年の1年間に提出された短期大量譲渡報告の件数333件と比較し、本件規制緩和後の平成28年の1年間に提出された短期大量譲渡報告の提出件数は315件となっていることから、本件規制緩和により提出が不要となった短期大量譲渡報告の件数を両者の差分の18件と仮定する。このような仮定の下では、本件規制緩和により、両者の差分である18件×約21,000円の約378,000円の便益が発生するものと推察される。但し、本件規制緩和が行われた平成27年においては、大量保有報告規制について他の法令改正も行われていたところ、上記差分から、本件規制緩和以外の法令改正の影響分を除くことは困難であると考えられる。</p>	事前評価時の想定とのかい離は認められない。

	副次的な影響及び波及的な影響	本制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察		本件規制緩和により、事前評価時の想定どおり、遵守費用は減少している一方、一定の短期大量譲渡報告の提出が不要となるといった便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。よって、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。	
備考			